

ミャンマーへの投資－法務・税務のFAQ

この小冊子は、ミャンマーへの直接投資に関してよくある法務・税務関連の質問にお答えしようとするものです。投資家の方々に第一報的な情報を提供するのが目的であり、包括的なものではありません。

尚、多くの投資家の方々をご存知だと思いますが、新しい会社法がミャンマーの国会へ提出されており話題となっていますが、今年末まで採決されない見込みですので、本小冊子では言及しません。

1. 事業体の概要

1.1. 投資家は、ミャンマーでどのような事業体を設立できますか。

外国投資家は、駐在員事務所、支店または現地法人を設立することができます。

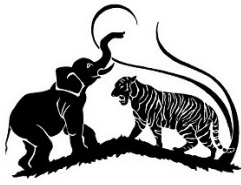
駐在員事務所及び支店に関しては、ミャンマー会社法では明確な規定はありませんが、投資企業管理局（Directorate of Investment and Company Administration : DICA）は、駐在員事務所及び支店の両方について「支店登録証明書」を発行します。従って、駐在員事務所は、業務内容が「本社との連絡業務・本社のための市場調査業務」等となっており、名称が「(Myanmar Representative Office)」や「(Yangon Representative Office)」等で終わる支店の一種です。

駐在員事務所及び支店は、ミャンマーの市場調査をしようとしている、或いは海外の本社が行っているミャンマービジネスのために現地支援を必要としている投資家のために適当な事業体です。

駐在員事務所及び支店は、「本社」（つまり、法人）によってしか設立することはできません。投資家が個人である場合には駐在員事務所または支店を設置することはできず、現地法人を設立する必要があります。

駐在員事務所及び支店の被っている債務は同時に本社の債務であり、駐在員事務所または支店が同債務を履行できない場合には本社が代わりに履行しなければなりません。これに対して、現地法人の株主は、現地法人の履行できなかった債務を代わりに履行する必要は原則としてありません。

石油・ガス上流セクターにおける投資は、慣例上、支店を通じて行われていますが、ほかの業種では、ミャンマーで一度きりではなく、継続的にビジネスを行うことを計画している投資家は支店ではなく現地法人を設立するのが一般的です。



ミャンマー会社法は、会社のいくつかの種類を規定していますが、外国投資家が現地法人を設立する際に選択できる唯一の種類は「非公開有限責任株式会社」(private company limited by shares)です。

最低資本要件は以下の通りであり、下記金額の 50%を駐在員事務所、支店または現地法人の設立登録を開始してから 6 ヶ月以内、残りの 50%を 5 年以内に事業体の銀行口座に振り込む必要があります。資本金は、銀行口座から引き出して運転費用として使用することができます。

- 駐在員事務所及びサービス業を行う支店または現地法人の最低資本金—50,000 米ドル
- 製造業を行う支店または現地法人の最低資本金—150,000 米ドル

現地法人は、株主は 2 人以上必要です。2 番目の株主は、1 株のみの保有で十分であり、多くは現地法人の取締役指名されている人の中から選びます。

現地法人は、取締役についても少なくとも 2 人を要する必要があります。2 人とも外国人であっても構わず、ミャンマーに居住する必要はありません。

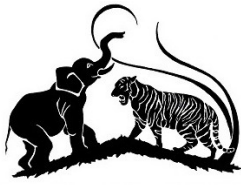
現地法人の資本金は米ドル建てであり、ミャンマーチャットに両替する必要はありません。

1.2. ミャンマーで事業体を設立する手続を教えてください。

以下では、現地の弁護士や会計士等を外部顧問とした駐在員事務所または支店あるいは現地法人の設立手続を説明します。必ずしも外部顧問を入れる必要はないものの、申請資料のオンライン提出を可能にするシステムは未だ存在しておらず、手続はすべて書面によるものですので、事業体を設立しようとする外国投資家は、現地で様々な手続きが必要であり外部顧問を利用しない場合には、従業員、現地パートナー、その他に信用できる人に依頼することになります。

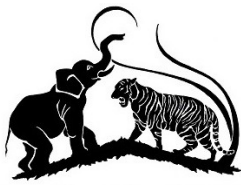
尚、外部顧問の価格比較を行うときに、銀行口座開設の支援等、すべての補助的サービスを含む固定額を要求することがお勧めです。

ミャンマー投資法で制定されている特定の投資許可手続はありますが、一定の重要な事業、土地の利用を必要とする事業や投資家が租税優遇措置を要望する事業のみがその対象となっています。その他の場合には、投資家は、投資許可手続を経ず、駐在員事務所、支店または現地法人を登録することが可能であり、登録手続も割と簡単で速いです。



事業体登録を実施するために、以下の情報及び資料が必要です。

駐在員事務所または支店	現地法人
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 日本本社の現在事項証明書の写し ▪ 日本本社の定款の写し（日本の公証人及び在日ミャンマー大使館を経て原本と同じものであることを証明する認定書を付けてもらう必要あり）及びその英訳 ▪ 日本本社の昨年度及び一昨年度の監査済貸借対照表と損益計算書の写し（日本の公証人及び在日ミャンマー大使館を経て原本と同じものであることを証明する認定書を付けてもらう必要あり）及びその英訳 ▪ 駐在員事務所または支店代表のための委任状（日本の公証人及び在日ミャンマー大使館を経て日本本社の取締役が署名したことを証明する認定書を付けてもらう必要あり）（委任状の草案は外部顧問が用意） ▪ 「駐在員事務所または支店の設立を承認する」旨の日本本社の取締役会決議録（草案は外部顧問が用意） ▪ 取締役会決議録を署名した日本本社の取締役のパスポートの写し ▪ 駐在員事務所または支店代表のパスポート（外国人の場合）または国民登録書（ミャンマー人の場合）の写し ▪ 支店の業務内容 ▪ 駐在員事務所または支店の住所 	<p><u>個人が現地法人を設立する場合：</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 個人のパスポートの写し ▪ 個人の住所 <p><u>日本法人が現地法人を設立する場合：</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 日本法人の現在事項証明書の写し ▪ 「現地法人設立を承諾する」旨の日本法人の取締役会決議録（外部顧問が草案を用意） ▪ 取締役会決議録を署名した日本法人の取締役のパスポートの写し <p><u>その他に下記のものが必要です。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 現地法人取締役のパスポート（外国人の場合）または国民登録書（ミャンマー人の場合）の写し ▪ 現地法人取締役の住所 ▪ 現地法人取締役の中、業務執行取締役（managing director）として任命された方のお名前 ▪ 2番目の株主のお名前 ▪ 現地法人の業務内容 ▪ 現地法人の住所 ▪ 資本金に関する情報。サービス業を営む現地法人の場合、以下のものを提案します。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 最初の払込資本金（initial paid-up



駐在員事務所または支店	現地法人
<ul style="list-style-type: none">駐在員事務所または支店代表の住所申請書類 2 組（外部顧問が用意）印紙税及び登録料—役 493 米ドル	<ul style="list-style-type: none">capital) —25,000 米ドル授権資本金（authorized capital）—100,000 米ドル株式の額面額—10 米ドル申請書類 2 組（外部顧問が用意）印紙税及び登録料—役 530 米ドル

事業体設立の第一歩として、外部顧問は、投資企業管理局で駐在員事務所、支店または現地法人の名称及び業務内容が許されているものであるかどうかを確認し、問題がなければ申請書類を用意して当該の方々の署名を頂くため依頼者まで送ります。

署名を頂いた申請書類が戻り次第、投資企業管理局に提出します。提出してから 3 日程度で、投資企業管理局は仮の登録証明書を発行します。

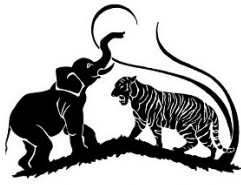
次の段階として駐在員事務所、支店または現地法人が仮の登録証明書で銀行口座を開設することになります。既に銀行との顧客関係がない限り銀行口座は代理人で開設することはできません。銀行口座開設時には、駐在員事務所または支店の代表者または現地法人取締役を少なくとも 1 人は、ミャンマーに滞在して頂く必要があります。

銀行口座を設定した後、外国投資家は、海外からその口座まで少なくとも 25,000 米ドルを送金しなければなりません。尚、日本からドルをミャンマーへ送金することはできない銀行がありますので、ミャンマーで銀行口座を開設する時に「日本から円建ての送金があってもドルに両替して口座に預金できるか」とミャンマーの銀行に尋ねておくことをお勧めします。

三菱東京 UFJ 銀行、みずほ銀行及び三井住友銀行の三行はいずれもミャンマーで支店を有し、日系企業のために営業を行っています。

25,000 米ドルが駐在員事務所、支店または現地法人のミャンマーの銀行口座に着き次第、銀行は、「持ち込み資本金証明書」（certificate of brought-in capital）を発行します。その証明書を投資企業管理局に提出する必要があり、提出してから約 2 週間後、投資企業管理局が仮の登録証明書を本登録証明書と引き換えます。

本登録証明書は 5 年間ごとに更新する必要があります。



駐在員事務所、支店または現地法人は、仮の登録証明書が発行された直後（つまり、登録申請提出時から3日程度）に営業を開始することができます。

2. 投資法及びライセンス

2.1. 投資企業管理局での登録の他、ライセンスを取得する必要がありますか。

他のライセンスを取得する必要はない場合が多い。

国家にとって戦略的に重要な事業、投資額が1億米ドルを超える事業、環境及び社会に大きな影響を及ぼしうる事業、国有地または国有建物を使用する事業、その他政府が指定する事業を運営しようとする場合にはミャンマー投資委員会（Myanmar Investment Commission : MIC）からの許可（MIC permit）が必要です。詳細は、ミャンマー投資規則（Myanmar Investment Rules—計画財務省通達2017年第35号）第3～11条で定められています。

尚、土地の利用を必要とする事業（例えば、工場を建設するために土地を長期的に賃貸する事業）及び投資家が租税優遇措置を要望する事業については、投資委員会の認可（MIC endorsement）を申請する必要があります。

経済特別区で投資を図る投資家は、その経済特別区管理委員会の許可を申請することになります。

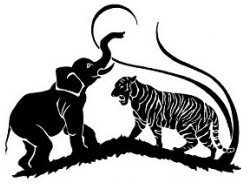
その他に、以下の場合にはライセンスが必要です。（リストは不完全なものです。）

- 通信サービス事業の場合
- マイクロファイナンス事業の場合
- 外国銀行または外国保険会社がミャンマーで駐在員事務所を設置した場合
- ホテルまたはゲストハウスを所有する事業の場合（但し、他人の施設を管理する業者には、ライセンスは不要）
- 鉱山業、石油・ガス上流事業、発電事業、港または空港を運営する事業の場合

外部顧問は事前に、事業体の提案された業務内容が登録以外にライセンスを必要とするかどうかを確認いたします。

2.2. 商品を販売するために現地法人を設置したいが、可能でしょうか。

長い間法律で明文化されていませんでしたが、事実上、外国投資家の営む国内外貿易（trade）は制限されています。



駐在員事務所、支店または現地法人の登録申請を投資企業管理局で行うときに、国内外貿易を運営しないよう、約束を署名する必要があるほか、登録しようとする事業体の業務内容に国内外貿易の記述があれば投資企業管理局が当該事業体の登録を拒否します。尚、国内外貿易には、小売り・卸売りも含まれていると解されています。

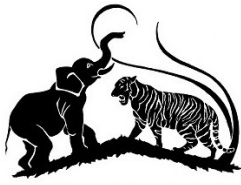
2017年4月10日に公布されたミャンマー投資委員会通達2017年第15号が、実際の行政運営で規制していた国内外貿易の外資系参入制限を初めて明文化し、「小売・卸売業に対する投資については商務省の承認が必要」としており、例外を除いてその承認を得ることは現在では不可能であると思われます。

実際に貿易禁止に違反した外国投資家に罰が課せられた事例は、少なくとも弊事務所では知っている限り存在していませんので、禁止事項を無視することはもちろん対策方法として考えられます。しかし、国内外貿易そのものだけではなく、外国人による商品の輸入も制限されており、その制限には効力があります。従って、実際に貿易禁止に違反して国内で商品を販売しようとする外国投資家は、商品を輸入するためにミャンマー人代理人の手助けが必要となります。

商品の輸入は、輸入者が商務省で輸入者として登録されていない限り商品を通関できないため不可能ですが、外資系事業体はその登録を取得できるケースは以下のようなものに限られています。

- 工場等を営む外資系企業が輸入者として登録することができ、工場運営のために必要な機械、設備、建材や原材料等を輸入することができます。
- 外資系企業が、新車（現地パートナーとのJVの場合のみ）、建材、肥料、農薬及び病院用器具を輸入し卸小売りで販売することが許されています。
- ティラワ経済特別区で投資する外国投資家には、一定の条件を満たせば輸入・販売会社の設置が許されていますが、その許可を得るためミャンマーに投資しなければならない最低資本金は高額となります。
- 電力・エネルギー省及びミャンマー投資委員会の許可があれば、外資系企業はガソリンを卸小売りで販売するために輸入することができます。
- その他に例外的なケース。

商務省の官庁職員から、外国投資家の輸入・国内外貿易への参入について規制緩和を計画しているとの発表が様々な場でありましたが、現在のところ、外国投資家は実際に貿易会社を設置できない場合が多く、商品の輸入・販売をミャンマー人の代理人に委託することになります。一方では、ミャンマー人代理人をある程度までコントロールし、販売利益の一部を吸い上げるために、外国投資家がミャンマー国内で経営コンサル会社等



を設け、その経営コンサル会社にミャンマー人代理人に対し相談や指示を手数料で提供させることができます。これは、貿易参入制限の対策としてよく利用されているスキームです。

2.3. サービスを提供するために商品を輸入したいが、可能でしょうか。

上述したように、外資系企業が輸入者として商務省で登録することはできず、商品を輸入できない場合が多い。過去には外資系サービス業者が、ミャンマー投資委員会の許可（いわゆる MIC permit）を例外的に取得することに成功し、MIC permit に基づき商務省で輸入者として登録し、サービスの提供に必要な商品を輸入することができました。

ところが、2016年10月18年に制定された新しいミャンマー投資法が2017年4月末に実際に適用されるようになりましたが、外資系サービス業者による輸入が新しい法律のもとでどうやって取り扱われているかは未だ曖昧です。新しいミャンマー投資規則によりますと、すべての外資系企業は、業務内容は違法でなければ業務内容の範囲内である事業の運営に必要な物を輸入するために輸入者として商務省で登録してもらい権利を有しますが、商務省は、これを反映する内部ガイドラインを未だ作成していないため、実際に輸入者登録を成し遂げられるのは、MIC permit またはミャンマー投資法で新しく導入された「ミャンマー投資委員会認可」（MIC endorsement）を取得した外資系企業のみであろうと思われます。

2.4. 市場参入制限は、その他にありますか。

はい、あります。市場参入制限は、特に2017年4月10日付のミャンマー投資委員会通達2017年第15号で定められておりますが、中では、(i) 外資系も内資系も投資が禁止されている、(ii) 外国投資のみが禁止されている、(iii) 外国投資が、ミャンマー国籍を有する個人または企業とジョイントベンチャーを組んだ場合のみで許されている、または(iv) 管轄省の承認の得た場合のみで許されているものがあります。

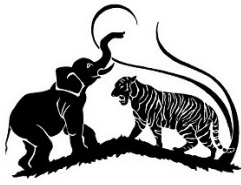
その他、管轄省が非公式な制限を設けている場合もあります。

ミャンマーで事業体を設立するときに、現地の外部顧問は、外国投資家に希望された業務内容は許されているものであるかどうかを確認いたします。

2.5. 省庁に投資計画を照会するためにミャンマーに来る必要がありますか。

投資計画を省庁に照会することは、ほとんどの場合には不要です。

しかし、重大な投資計画は、省庁との会談（場合によっては、数多くの）を必要とし、そのときに外部顧問だけではなく、投資家も同席することが望ましい場合が多いです。



省庁の訪問については、DICA や MIC はヤンゴンにありますが、関連省庁がヤンゴンから約 300 キロ離れている首都のネピドーにあることに注意し、訪問スケジュールを立てる際に考慮する必要があります。

普通は、外国投資家が現地の外部顧問に会談の手配を頼みますが、管轄省に書簡を送って直接に会談を要請することも可能です。会談依頼状で「5 月 7～14 日いずれかの日でご都合のよい時間にお会いしたい」のように、どの日程なら可能なかを期間で提案しておくことが望ましいです。

省庁職員は、面会時間を 30 分程度しか取っておかないのが普通であるため、協議事項を簡潔にしておくことが望ましく、プロジェクターが用意されていない会議室もあるので、プレゼン資料をプリントアウトし十分な数量を持参することがお勧めです。

尚、外国投資家は、現地の外部顧問を利用しない場合には、英語の話せない省庁職員もいるため上手な通訳者を連れて行くことをお勧めします。

3. 利益の海外送金・為替管理

3.1. 利益を海外送金できますか。

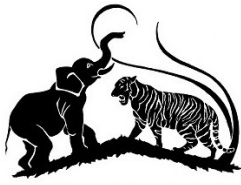
はい、合法の投資による利益は、海外送金できます。「合法の投資」とは、投資家が現地法人または支店を設立し事業を同現地法人または支店を通じて行った投資を意味します。一方では、ミャンマー人の名義人を利用した投資の場合には、利益の海外送金が困難である可能性があります。

尚、利益の海外送金を実施するために、ミャンマーチャットを外貨に両替することが可能です。多額の両替は難しいだろうとの心配もたまに聞かれますが、弊事務所の知っている限り、このような問題は未だ発生していません。

3.2. ミャンマーの為替管理の仕組みはどのようなものでしょう。

ミャンマーでは、為替管理の制度があり、2012 年の外国為替管理法、外国為替管理規定（ミャンマー中央銀行通達 2014 年 7 号）及びミャンマー中央銀行指令数件（中では、指令 2015 年第 16 号）で定められています。要約すると、以下のような制限があります。

- 外貨建ての銀行送金について、国内における送金及び海外からの国内への送金は制限されていません。
- 外貨建てのミャンマー国内から海外への送金は制限されており、明細は、送金を行う前に銀行に相談する必要があります。



- 銀行口座から外貨の現金引き出しは、一回に 5,000 米ドルが上限であるほか、週に二回しか外貨を引き出すことはできません。尚、外貨を銀行にその場でミャンマーチャットに交換する場合には、引き出せる額の上限はありません。
- ミャンマーの居住者は、外貨を現金で 10,000 米ドルまで受け取ることが許されています。現金で受け取った外貨を 6 ヶ月以内に利用しなかった場合には、銀行口座に払い込む義務があります。
- 店舗等は、価格を外貨で表示することは許されているかどうかはグレーゾーンですが、中央銀行は恐らく「許されていない」と解しています。

4. 資金繰り

4.1. 外資系事業体は、ミャンマーでは銀行から融資を受けることができますか。

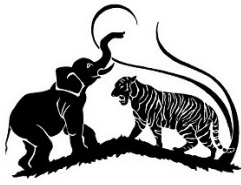
現地の銀行は、中央銀行の政策から、担保なしのローンを原則として提供することはできません。担保は普通、不動産の抵当権の形を取りますが、外資によって不動産所有が禁じられているため、外資系事業体は抵当権を設定することはできず、ミャンマーの銀行から原則として融資を受けることは不可能です。但し、外国投資家は、不動産を所有している現地のパートナーとジョイントベンチャーを組んだ場合には、現地のパートナーが銀行のために抵当権を設定することができますので、ジョイントベンチャー企業がミャンマーの銀行からローンを受けられる可能性があります。

尚、三菱東京 UFJ 銀行、みずほ銀行及び三井住友銀行を含めて外国銀行 13 行は、外資系法人向けのサービスを行うライセンスを取得し、ミャンマーで支店を設けています。外資系事業体は、その支店からローンを受けることが原則としてできますが、担保の必要条件是、当該銀行と相談することになります。

4.2. 海外から融資を受けることは可能ですか。

ミャンマー中央銀行からの事前承認がある限り、海外からの融資が許されており、外国の銀行がミャンマー国内のプロジェクトのために資金を出した事例もここ数年見受けられるようになりました。しかし、外国の銀行が納得できそうなセキュリティパッケージをミャンマー国内だけでまとめるのは現在でも簡単ではないことは事実であり、ミャンマー国内の担保に加えて借り手の海外本社等が海外でも担保を設定することが多いです。

海外本社や系列会社等からのローンについても、ミャンマー中央銀行の事前承認が必要。事前承認を得ずクロスボーダー融資を行ってしまった場合には、借り手である現地法人の海外送金を、ミャンマーの銀行が実施を拒否するため、貸し手である海外の本社等に対しローンを返済することもできず、利益を払うこともできません。

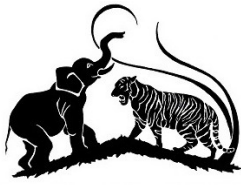


尚、海外からのローンの承認について、ミャンマー中央銀行の判断基準では、(i) 現地借り手の払込資本が 500,000 米ドル以上である、(ii) 負債対資本率が 4:1 以下である、(iii) 返済期間が 3 年間以上であることかどうか等というものがあります。

4.3. 海外貸し手のために、どのような担保をミャンマー国内で設定できますか。

外国の銀行が納得できそうなセキュリティパッケージをミャンマー国内でまとめるのは現在でも簡単なものではありませんが、ミャンマーでは主に以下のような担保があります。しかし、海外貸し手のために設定された担保の執行については、実務経験は未だありません。

- 不動産抵当権（但し、ミャンマーの受託行を入れる必要あり）
- 動産質（但し、質権者が目的物の占有を取得しないかぎり質権は成立しないため、クロスボーダーローンの場合には適切な担保ではない）
- 保証
- 債務不返済の場合、借り手の資産の販売を許す取消のできない委任状（irrevocable power of attorney—但し、クロスボーダーローンの場合にどれほど利用されているかは不明）
- プロジェクト銀行口座（ミャンマーの銀行が担保管理人としてプロジェクトによる収益を同口座を通じて外国貸し手まで送金する仕組み）
- 株式質（普通に share pledge と呼ばれているが、ミャンマーの会社は株券を発行しないのが一般的であり、担保権利者も株券の占有を取得できないため、本当は share charge と呼ばれるはず。投資企業管理局が登録するのはミャンマー会社法により成立要件となっているが、投資企業管理局が登録を実際に行わないらしいのが問題点）
- 受取勘定債権や在荷等に設定されている浮動担保（floating charge—株式質と同じく、投資企業管理局が登録を実際に行わないらしいのが問題点）
- 機械やその他の動産に設定されている固定担保（fixed charge—株式質と同じく、投資企業管理局が登録を実際に行わないらしいのが問題点）
- 権利の譲渡
- ライセンスの譲渡（但し、Telecom Licensing Rules 第 23 条 c 項で定められているような免除がない限り、ライセンスの譲渡は許されていない）



尚、借り手がプロジェクトの管理を誤って苦境に陥れてしまった場合にもキャッシュフローの確保を図って事業を借り手に代わって継続できるために、外国の銀行が、借り手の諸契約上の地位に承継する権利（step-in right）を確保したがりませんが、少なくとも重大なプロジェクトの場合には、土地の貸主や鑑札の提供者として政府が契約の相手方である場合が多く、実際に貸し手の step-in right を同契約に入れてもらえるかどうかには疑問があります。

4.4. 政府保証がありますか。

弊事務所で知っている限り、建設費（例えば、高圧送電線の建設費）の支払いを保証するために政府保証があるが、ローンを保証するためにはないようです。プロジェクト実施は内閣の承認を得た上、費用が国会の承認した国家予算に含まれていることが政府保証の有効要件。尚、政府保証は、契約上のものだけであり、銀行保証等によりバックアップされていないことには注意すべきです。

5. 知的財産

ミャンマーでは、知的財産が保護されていますか。

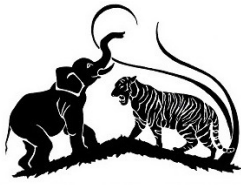
ミャンマーでは、現代化した知的財産法制度は未だ存在していませんが、知的財産の一定の種類を保護することができます。

商標、特許及び意匠については、所有権申告（declaration of ownership）を証書登記局（Registration of Deeds Office）で登録することができます。強制ではありませんが、それに加えて警告通知を現地新聞に掲載するのが慣行です。尚、所有権申告の登録は、推定的証拠として所有権を仮に証明しますが、相手方が先使用を立証できる場合には勝訴する可能性があります。

ミャンマー競争法では、営業秘密の不正取得が犯罪となっています。

外国の著作物は現在では實際上原則として保護されていませんが、海賊版のビデオは、1996年のテレビ及びビデオ法第32条b項（検閲証なしでビデオを流布した罪）に基づき警察に回収してもらうことができます。

知的財産権侵害の被害者は、通常は第一歩として弁護士を通じて侵害者とコンタクトを取り、侵害行為の差止を請求します。もし侵害者が協力してくれない場合には、法律で保護されている知的財産権の所有者は、民事法廷で暫定または永久差止命令を申請するほか、損害賠償請求を提訴することができる一方、平行して警察に被害届を出し、侵害者の刑事責任を問うてもらっても可能です。



6. 土地・不動産に関する法律

6.1. 土地登記簿のようなものがありますか。

はい、土地登記簿があります。すべての土地がそうではありませんが、大体の土地は、農業畜産灌漑省の下に置かれている当該都区の土地登記局で登録されています。しかし、当地の譲渡等については、課税回避等といった様々な理由から登録申請を行わない場合がありますので、登録事項がいつも事実と合致しているわけではありません。一方では、外国投資を実施するために利用する予定である土地については、新しいミャンマー投資規則により規制緩和がある程度まであったものの、当該土地が規制正しく登録されていない限り MIC permit または MIC endorsement を取得することは難しいと思われるので登録を確認する必要があります。尚、土地文書の内容は、土地登記局で確認することが可能です。

6.2. 外国人による土地の所有が認められていますか。

外国人による土地の所有を、1987年の不動産譲渡制限法が禁止しています。同法は、外国人（一株でも外国資本が入ったミャンマーで登録されている会社を含む）に1年間以内の不動産賃貸のみを許し、関連省の免除がない限りこれ以外の利害関係を禁じています。

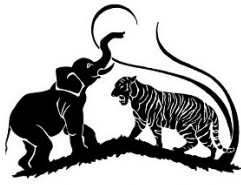
一方では、例外として MIC permit または MIC endorsement を有している外資系企業には、土地を50年間まで賃貸することが可能であり、賃貸期間を2回（毎回10年間まで）更新することも可能。尚、経済特別区の開発者、または経済特別区で投資を行う者は、土地を50年間まで賃貸し、1回25年間まで賃貸期間を更新することができます。

土地を所有している現地のパートナーは、当該土地を賃貸という形のみでジョイントベンチャー企業に拠出できます。その場合には、ジョイントベンチャー企業は、賃貸料を現金ではなく、新しい株式を現地のパートナーのために発行することにより払います。土地の所有権は、現地のパートナーからジョイントベンチャー企業に移りません。

2016年のコンドミニアム法により、コンドミニアム施設にあるアパートの全数のうち40%までは外国人が購入することが理論上可能となりましたが、同法の施行細則は未だ存在しておらず、「コンドミニアム」となっている建物も未だ発生していないため、外国人によるアパートの（合法的な）所有はまだこれからのものです。

6.3. ミャンマー人には土地の所有が認められていますか。

ヤンゴンでは、所有地（freehold land）がありますが、まれです。



ミャンマー人（1株でも外資が入っていない会社を含む）は、市町村では公用地の供与（land grant）を取得することができます。法律上では、わずかな賃貸料を年に4回政府に払う、30、60 または 90 年間の賃貸借契約であり、更新には申請が必要であるもののほぼ自動的に行われます。供与者は、当該土地を販売するかその他の方法で譲渡したり、抵当に入れたり、相続人に相続させたりすることができ、所有者と近い地位にいます。

尚、農家は、「農業用土地利用権」と言い、法律上では無期限の政府との賃貸借契約であるものを通じて土地を取得し、供与者と同じく当該土地を譲渡したり、抵当に入れたり、相続させたりすることができます。当該農業用土地（farmland）の使用可能範囲は、農業用土地利用権証（certificate of the right to use farmland、「form 7」）に記載されており、農業以外の目的で使用とする場合には、事前に地方域・州レベルの農業用土地管理委員会または連合レベルの中央農業用土地管理委員会の許可を取得する必要があります。

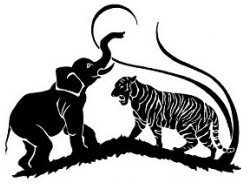
その他にも土地の種類が様々ありますが、詳しくはこの小冊子では省略します。

ミャンマー人には、法律的根拠が曖昧ですが、実際上アパートの所有が許されています。しかし、専有部分の公式登録制度は、2016年のコンドミニアム法に基づきコンドミニアムとして認められている建物のみが対象となっており、その他の建物については存在していません。尚、コンドミニアム法の施行細則は未だ存在しておらず、実際に「コンドミニアム」となっている建物もまだ発生していないため、専有部分登録件数も未だゼロです。従って、住宅地開発者等がアパート所有者のリストを作成し保管していることはあるものの、土地の所有者と同様に土地登記局等のような公的機関でアパートの所有者を確認することはできません。

6.4. 土地を賃貸する前に、調査すべきものがありますか？

土地調査（英語の専門用語では land due diligence と言います。）は、主に下記事項を明確にすることが目的です。

- 賃貸人は土地の本当の所有者であり、当該土地を賃貸する権利を有しているかどうか。
- 農家等が当該土地を圧力により失った履歴があるかどうか。
- 土地を当該投資計画のために合法的に使用できるかどうか。
- 官有地の場合、当該土地を投資家に賃貸しようとする官庁は、上級官庁許可取得手続等、内部手続が済んでいるか。



6.5. 土地賃貸借契約を登録する必要がありますか。

賃貸借期間は1年以上である場合には、土地賃貸借契約を証書登記局で登録する必要があり、登録されていない契約は法律上では無効になります。但し、政府機関が賃貸人である場合にはその限りではありません。登録は、契約を署名してから4ヵ月以内に行う必要があります（罰金を払えば8ヵ月以内でも可能）、登録費は年間賃貸料の0.2%となっています。

一方で、賃借人が外資系企業（MIC permit を有している外資系企業でも）である場合には、賃貸借契約登録を証書登記局が様々な理由で拒否する場合も残念ながらあります。

7. 労働法・外国人滞在規定

7.1. 外国人の雇用は制限されていますか。

未熟練外国人を雇用することは禁止されています。以前の外国投資法では、技能職員の一定割合をミャンマー人にする義務がありましたが、2016年10月18日に制定された新しいミャンマー投資法により廃止されました。一方でミャンマー人を雇用することが今でも促されています。

尚、経済特別区では例外があります。経済特別区法第75条により、営業開始から最初の2年間では、技能職員は少なくとも25%をミャンマー人で雇う必要があり、3・4年目ではこの割合が50%、5・6年目では75%まで上がります。

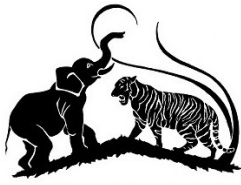
7.2. 外国人従業員は、労働許可取得が必要ですか。

現在は必要ありません。包括的な労働許可（work permit）制度を導入しようとする法律草案は、2017年3月に国会に否決されました。尚、MIC permit を有する企業で働いている外国人従業員については、ミャンマー投資委員会において「work permit」といった登録制度がありますが、厳密な意味では労働許可ではありません。

7.3. 外国人を雇おうとすると、どんな手順を守る必要がありますか。

ミャンマーで働いている外国人は、原則としてミャンマーで登録されている駐在員事務所、支店または現地法人が発行した招聘状でビジネスビザを取得して入国し、ビザ以外の許可を得ずに就労します。ビジネスビザの中では、認められている滞在期間が70日であるシングルエントリービザ及び滞在期間が3ヵ月または6ヵ月あるいは12ヵ月であるマルチビザがあります。

厳密に言えば、「就職ビザ」（employment visa）が2016年12月に導入されて以来、就職するためにはビジネスビザが違う種類のビザであるかもしれませんが、外国人従業員



の大部分は今でもビジネスビザをベースにしてミャンマーで働いていると理解しています。

自分のアパートか雇用者が提供しているアパートに住んでいる外国人は、自分が「到着」(入居)したことを 24 時間以内に区管理局及び都区の入国管理局に通知するかまたは大家に通知させる必要があります。尚、同通知は、ビジネスビザの有効期限が切れるまで有効です。

連続して 90 日以上国内滞在を図る外国人は、外国人登録証 (foreigner registration card) と、場合によっては滞在許可 (stay permit) 及び特別マルチビザ (multiple special re-entry visa) を取得する必要があります。

尚、新しいミャンマー投資規則によりますと、経済特別区以外で投資する者は、外国人を雇用する前にミャンマー投資委員会の許可を取得する必要があります。表現上では、MIC permit または MIC endorsement の有無に関係なく、すべての投資家に適用される規定ですが、実際の運営は未だ未知のままです。

ティラワ経済特別区での投資家は、従業員の名簿及び労働契約の標準書式を毎月、経済特別区管理委員会に提出し、外国人及びミャンマー人の従業員を One-Stop Service Centre で登録する必要があります。

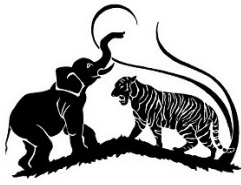
7.4. 雇用契約に関して、留意すべき手続がありますか。

様々な手続がありますが、すべてを守るのは不可能です。

2013 年の雇用・技能促進法により、訓練または試用期間後から 1 ヶ月以内に雇用者は、従業員と雇用契約を結び署名し、都区労働局に 3 通を提出する必要があります。これを受けて労働局役員は、3 通に押印し、1 通ずつを雇用者用及び従業員用のものとして雇用者に返還して残り 1 通を当局で保管します。

ところが、雇用・技能促進法では以下のような義務は定められていないものの、労働省通達 2015 年第 1 号では、業種、職種や従業員の給料や国籍等を問わず、労働省が作成した労働契約のテンプレートの利用を義務化してしまい、全国を通じて労働局は、労働省のテンプレートが寸分違わず写されていない限り提出した雇用契約を受理することを拒否します。

労働省のテンプレートは、工場で働いている労働者の保護を目指しているものであり、他の職種に不適切である場合が多い。当事者同士で合意した利益を適切に反映していないためサインしたくない従業員（特に、外国人従業員）が頻繁に出てまいります。



新しい雇用・技能促進規則及び新しい労働契約のテンプレートは作成中であり、近い将来に応急措置を講じる必要はなくなるかもしれませんが、現在では、以下のような対策方法が考えられます。

- 工場の経営者には、労働省のテンプレートを利用することをお勧めします。
- ある都区労働局は、労働省のテンプレートに当事者同士が合意したものを添付文書として付け促すことを許しており、その労働局では、テンプレートで納得できなかったものをまとめて但書のように書き添えておくことができます。
- テンプレートを利用しておらず、従業員との契約に「従業員の意思に従って個別契約にした」のような条項を入れることも考えられます。
- 外国従業員の場合には、海外本社がその人を雇い、ミャンマーの現地法人に出向させることができます。海外本社との雇用関係にはミャンマー法は準拠法となっていないため雇用契約のミャンマーでの登録義務もありません。

7.5. 試用期間を設けることが可能ですか。

はい、可能です。実務上では、内定者は、3 ヶ月という試用期間で基本給の 70%を受けながら仮採用され、正式な雇用契約を試用期間後に締結します。

7.6. 最低賃金がありますか。

はい、あります。15 人以上を雇う事業に適用され、業種、地域や職種を問わず全国一律 3,600 チャット（日額）です。また、本雇用前の訓練期間中では、日額は 1,800 チャット、試用期間中では 2,520 チャットとなっています。

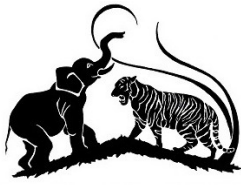
7.7. 解雇手続を教えてください。

解雇手続は、成文法では規定されておらず、法律実務で発展したものであり、その一部は労働省の労働契約テンプレートで記述されています。

ミャンマーでは、労働契約は期限付きであるものが一般的ですが、実際には、期限満了以前でも雇用者でも従業員でも割と簡単に雇用関係を終了させることができます。

従業員は、1 ヶ月前に通知すれば退職が可能です。一方では、雇用者は、(i) 1 ヶ月前に通知するか基本給を 1 ヶ月分支払うほか、(ii) 労働省通達 2015 年 84 号で定められている退職金を支払うことで従業員を解雇することができます。

尚、懲戒解雇の場合には、雇用者は、通知も退職手当の支払いも必要ありません。懲戒解雇を行うには、行為か勤務成績の改善を求めて警告を 3 回行ったことがある必要があ



りますが、従業員は労働省の就業規則テンプレートの後半で列挙されている非行行為のうち1件を犯した場合にはその限りではありません。

7.8. 社会保険制度がありますか。

はい、あります。5人以上を雇っている雇用者は、従業員を社会保障局（Social Security Board）で登録するほか、従業員に支給する月給から2%を天引し、それに加えて雇用者負担分として月給の3%を毎月社会保障局に支払わなければなりません。尚、従業員一人につき雇用者負担分は月額で9,000チャット、従業員一人の負担分は月額で6,000チャットが上限とされています。

7.9. 労働時間、残業や休みに関する規定を教えてください。

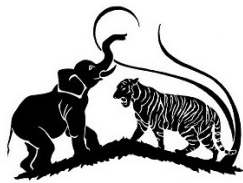
労働時間、残業や休暇に関する規定は、いくつかの法律で定められており、業種によって多少の違いがあります。

工場における基本労働時間は1日に8時間であり、1週に44（技術的な理由により継続的な作業が必要な場合には48）時間です。労働者が合意すれば1週に労働時間が合計で60時間を超えない限り残業も可能。残業時間についての給料は、基本時給の2倍となっています。残業を定期的に行う場合には、工場・一般労働法監査課の事前許可が必要です。

「店舗及び商業施設」（つまり、一定の業種を除いて工場以外の職場）における基本労働時間は、当事者同士との間に特約がない限り1日に8時間であり、1週に48時間です。従業員が合意すれば1週に労働時間が合計で60時間（“特別な場合”には、64時間）を超えない限り残業も可能。残業手当については、法律で規定はありません。

雇用者は、原則として従業員を以下の休みを有給で与えなければなりません。

- 週に休みの日1日（普通は、日曜日）
- 年休10日
- 臨時休暇6日
- 女性従業員の場合、出産休暇14週（2012年の社会保障法の適用を受けている男性従業員の場合、父親産休15日）
- 治療休暇30日
- 国民の休日24日（2017年）

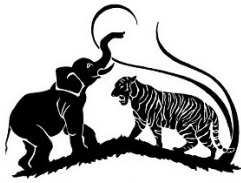


8. 税務

8.1. ミャンマーでは、どのような税金がありますか。

主な租税種類は以下の通りです。

租税種類	課税基盤	税率	留意点
法人税 income tax on business income	現地法人または支店の監査 済財務諸表で表示されてい る所得（つまり、利益）	25%	土地や機械等のような資産の譲 渡による利益が法人税の課税基 盤から取り除かれ、下記の譲渡 所得税の対象となります。
源泉徴収税 withholding tax	非居住者に支払う利子	15%	源泉徴収税は、料金等の支払先 の法人税を徴収する特別方法で あり、支払人が支払額から控除 して支払先の代わりに納税しま す。支払先が居住者である場合 には、年度末にミャンマーで査 定されている法人税と相殺する ことができますが、非居住者の 場合にはできません。尚、支店 は、外国銀行の国内支店を除い て、非居住者扱いされているこ とに注意。
	居住者に支払うライセンス 料等	10%	
	非居住者に支払うライセン ス料等	15%	
	居住者に支払う購入価格ま たはサービス料（国内にお ける販売またはサービス提 供の場合のみ）	2%	
	非居住者に支払う購入価格 またはサービス料（国内に おける販売またはサービス 提供の場合のみ）	2.5%	
譲渡所得税 Income tax on capital gains	土地や機械等のような資産 の譲渡による利益	10%	石油・ガス上流セクターにおけ る譲渡所得税は、10%ではなく 40～50%です。
商業税 commercial tax	商品の国内販売またはサー ビスの国内提供における売 上	5% 例外 有り	日本の消費税と似た税金です。
	輸入仕入れコスト		
特別商品税 special goods tax	タバコ、アルコール飲料や 自動車等の製造または輸入 時における市場価格	商品 によ り 様々	天然ガス、原木、宝石用原石や 宝石については、製造または輸 入だけではなく、輸出する場合 にも課税されます。
個人所得税 income tax	個人の所得（特に、従業員 の月給）	0 ～ 25%	雇用者には、従業員に支払う月 給から当該所得税を控除して従



租税種類	課税基盤	税率	留意点
(for individuals)			業員の代わりに納税する義務があります。
印紙税 stamp duty	印紙税法の Schedule 1 で列挙されている書類に課税されています。税額は、わずかな定額から当該契約の価値のパーセンテージで表現されている金額まで様々であり、書類の内容によります。		税務当局による Schedule 1 の解釈は予想がつかない場合が多く、印紙税に関して問題発生が多い。

8.2. 租税優遇措置がありますか。

はい、あります。その内容は、投資が経済特別区以外で行われていることにより異なります。

(a) 経済特別区以外で行われている投資のための租税優遇措置

経済特別区以外における租税優遇措置は、ミャンマー投資法（Pyidaungsu Hluttaw 法 2016 年第 40 号・2016 年 10 月 18 日付）で制定されています。

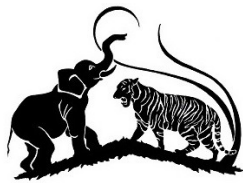
2017 年 4 月 1 日付のミャンマー投資委員会通達 2017 年 13 号で列挙されている「優遇業種」で投資を行う投資家は、法人税免除を申請することができます。免除期間は、投資場所により異なっており、2017 年 2 月 22 日付のミャンマー投資委員会通達 2017 年 10 号で「発展されている」と分類されている都区では 3 年間、「ほぼ発展されている」都区では 5 年間、「まあまあ発展されている」都区では 7 年間となっています。

その他に申請できる優遇措置は主に以下の通りです。

- 工事期間または事業拡大期間のうちに輸入する機械や建設材料等に関して、輸入時に発生する関税及び商業税の免除
- 輸出中心事業の場合、原材料及び半製品の輸入時に発生する関税及び商業税の免除
- 1 年間以内に再投資されている利益に課税される法人税の免除

(b) 経済特別区で行われている投資のための租税優遇措置

経済特別区の管理委員会は、経済特別区の中で「免除区」（free zone）及び「推進区」（promotion zone）を区切ることができます。免除区での事業は輸出のために製造業を行っている一方、推進区では輸出型ではない事業が行われています。

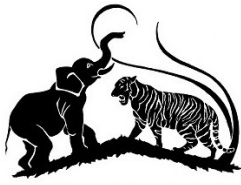


免除区及び推進区における租税優遇措置は少々異なっており、主に以下の通りです。

免除区	推進区
営業開始から7年間の法人税免除	営業開始から5年間の法人税免除
法人税免除期間終了後から5年間以内、法人税の50%の減少	
法人税減少期間終了後から5年間以内、1年間以内に再投資されている利益に課税される法人税の免除	
損金繰越可能期間は5年間（経済特別区以外では3年間）	
機械、建設材料、原材料や半製品等の輸入時に発生する関税及び商業税の免除	機械や建設材料等の輸入に関して、輸入時に発生する関税及び商業税の免除（営業開始から5年間以内）または50%の減少（免除期間終了後から5年間以内）

尚、経済特別区の開発者に与えられる法人税免除期間は、普通の投資家と違って8年間です。

この小冊子に含まれている情報は、2017年7月23日付現在で最新なものです。



LINCOLN LEGAL SERVICES
(MYANMAR) LIMITED

iCRAFT JPN
アイクラフトJPN株式会社

Lincoln Legal Services (Myanmar) Limited (リンカーン法律事務所) は、外国投資家が必要とする法務・税務・会計サービスを広範囲に及んで提供致します。応答時間が速く、信頼性の高い結果志向のサービスを競争価格で提供できるのが自慢です。どうぞお気軽にご連絡ください。

- 代表取締役 Sebastian Pawlita
(ゼバスティアン・パヴリータ)
Phone: +95-9-262546284
E-Mail: sebastian@lincolnmyanmar.com
(日本語・英語可)
- 取締役 Nyein Chan Zaw
(ニェイン・チャン・ゾー)
Phone: +95-790488268
E-Mail: nyeinchanzaw@lincolnmyanmar.com
(英語・ミャンマー語可)

La Pyi Wun Plaza, Room 409 (4th Floor), 37 Alan Pya Pagoda Road, Dagon Township, Yangon
Web: www.lincolnmyanmar.com

ミャンマーのビジネスチャンスがここにあります。アイクラフト JPN ミャンマーは、ミャンマーへ進出を考えている企業様を日本と現地の両面からトータルサポート致します。事業化調査支援から進出支援・運用支援まで多岐にわたってサービスを低コストで提供し、お客様の成功に全力を尽くします。お問い合わせをお待ちしております。

iCRAFT JPN Myanmar Branch

No. 34, 2nd Street, Lanmadaw Township, Yangon
TEL (+95) 9-421136508
Email: icraftjpnmyanmar@icraft.jp
担当: 佐々木

iCRAFT JPN アイクラフトJPN株式会社

東京都千代田区神田須田町1-18
アーバンスクエア神田ビル
TEL 03-6869-5039 FAX 03-6869-3039
Email : info@icraft.jp